

役場等の業務日程について

役場事務【仕事始め】 1月6日（水）

役場をはじめ、公民館等の業務は、1月5日（火）までお休みさせていただきます。
出生・死亡等の届出については、従来どおり当直室で受付いたします。

「ごみ収集」及び「し尿収集」業務に関するお知らせ

■ごみ収集

【燃やすごみ・燃やさないごみ・資源物】

1月3日（日）まで休業します。

■ごみの自己搬入

【燃やさないごみ・粗大ごみ】余市町クリーンセンター

1月5日（火）まで休場します。

◆ごみに関する問合せ 環境対策課 廃棄物対策グループ ☎21-2118

■し尿収集

1月5日（火）まで休業します。

◆し尿に関する問合せ 北後志衛生施設組合 ☎22-4489



パブリックコメント手続実施します！

町が、町民の皆さんに影響を与える基本的な計画、指針、条例等を決定する前に、これらの案を公表して、広くご意見や情報を提供いただくことを「パブリックコメント手続」といいます。

余市町過疎地域自立促進市町村計画（素案）について

平成26年4月1日に改正施行された「過疎地域自立促進特別措置法」において、余市町が過疎地域の指定を受け、人口の減少や高齢化、産業の活性化や財政基盤の一層の強化といった様々な課題に対して総合的に施策を推進し、過疎地域として将来にわたり自立していくことを目的とした「余市町過疎地域自立促進市町村計画」を策定しました。

この計画の期間は平成28年3月31日をもって終了しますが、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が5年間延長されたことに伴い、「余市町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度～平成32年度）」を策定することとなりました。

このたび、計画素案を取りまとめましたので、皆様のご意見を募集します。

■意見募集期間 1月15日（金）から2月15日（月）まで（※郵便の場合は当日消印有効）

■意見提出者の要件

意見を提出できるのは次のいずれかに該当する方とします。

- ①町内に住所を有する方
- ②町内に会社、事業所等を有する方
- ③町内に通勤・通学している方
- ④本町に納税されている方
- ⑤上記①～④以外の方で、意見を募集する計画素案に利害関係がある方

■意見提出方法

備え付けの「意見応募用紙」またはこれに準じた様式に、住所及び氏名（法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名）を明記のうえ、

- ①郵送 〒046-8546 余市町朝日町26番地 余市町役場 企画政策課あて
- ②ファクシミリ（FAX：0135-21-2144）
- ③電子メール（メールアドレス：kikaku.h@town.yoichi.hokkaido.jp）
- ④持参（受付時間：平日午前8時45分～午後5時15分）

のいずれかの方法で提出していただくか、下記の施設に備え付けの意見箱に投函してください。

■資料（計画素案）の閲覧場所

- ①余市町役場庁舎（2階 企画政策課カウンター）朝日町26番地
- ②中央公民館（1階 事務室前）大川町4丁目143番地
- ③余市町図書館（1階 フロア）入舟町413番地
- ④余市町福祉センター（1階 フロア）富沢町5丁目13番地

●資料（計画素案）は町ホームページでもご覧いただけます

◆問合せ 企画政策課 政策グループ ☎21-2117